聯合業 北海道水産加工業協同組合連合会 函館支部ニ加入シ同組合ノ者ニ対シ階級賃銀ノ決定、従業員ノ募集、就業ニ関スル事項ノ協議ヲ為シ且ツ其ノ決定ニ従ヒ賃金ノ支払ヲ為スコト

一、春北海道ノ沿岸漁業

二、之ニ附帯スル業務

三、婦女子ヲ以テ之ニ従業セシムル施設ヲ為スコト

四、前各号ノ目的ヲ達スル為必要ナル一切ノ事業ヲ為スコト

第三条 本会ノ事務所ハ函館市ニ置ク

第四条 本会ノ公告ハ函館日日新聞ニ掲載ス

第五条 本会ノ存立時期ハ設立ノ日ヨリ満二十箇年トス

但シ本会ノ目的ヲ達スル為必要アルトキハ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得

第六条 本会ノ会員ハ北海道ニ於テ漁業ヲ営ム者ニシテ本会ノ趣旨ニ賛同シ入会ヲ申込ミタル者ハ理事会ニ於テ之ヲ許可ス

第七条 会員ハ左ノ義務ヲ負フ

一、本会ノ決議ヲ遵守スルコト

二、本会ノ事業ニ協力スルコト

三、本会ノ事業ニ関シ必要ナル報告ヲ為スコト

四、前各号ノ外本会ノ定ムル規約ヲ遵守スルコト

第八条 会員ハ本会ノ定ムル賦課金ヲ納ムル義務ヲ負フ

第九条 会員ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ資格ヲ失フ

一、死亡シタルトキ

二、除名セラレタルトキ

三、脱退ヲ申出デタルトキ

第十条 除名ハ左ノ場合ニ於テ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ為ス

一、本会ノ目的ニ違反シ又ハ本会ノ名誉ヲ毀損シタルトキ

二、本会ノ決議ヲ遵守セス又ハ本会ノ事業ニ協力セサルトキ

三、本会ノ事業ニ関シ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

四、前各号ノ外本会ノ定ムル規約ヲ遵守セサルトキ

第十一条 脱退ヲ為サントスル者ハ一箇月前ニ其ノ旨ヲ予告スヘシ

第十二条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 十名以内

二、監事 二名

第十三条 理事ハ本会ヲ代表シ本会ノ業務ヲ執行ス

理事ハ互選ヲ以テ理事長一名ヲ定ム

理事長ハ本会ヲ代表シ本会ノ業務ヲ総理ス

理事長ニ事故アルトキハ理事長ノ指名シタル理事之ヲ代理ス

第十四条 監事ハ本会ノ業務ヲ監査ス

第十五条 理事及監事ハ総会ニ於テ会員ノ中ヨリ之ヲ選挙ス

第十六条 理事及監事ノ任期ハ二箇年トス

但シ再選ヲ妨ケス

第十七条 理事及監事ハ任期満了又ハ辞任ノ場合ト雖モ後任者ノ就任スルニ至ル迄ハ其ノ職務ヲ行フヘシ

第十八条 理事及監事ハ無報酬トス

但シ本会ノ業務ニ関シ費用ヲ要シタルトキハ之ヲ弁償ス

第十九条 本会ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ理事長ノ諮問ニ応ス

第二十条 本会ニ書記若干名ヲ置ク

書記ハ理事長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二十一条 本会ノ経費ハ賦課金、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二条 本会ノ賦課金ハ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三条 本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十四条 本会ノ決算ハ毎年五月三十一日迄ニ之ヲ為シ監事ノ監査ヲ経テ総会ノ承認ヲ受クヘシ

第二十五条 本会ノ解散ハ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ為ス

第二十六条 本会ノ清算ハ理事之ヲ為ス

第二十七条 本会ノ公告ハ函館日日新聞ニ掲載ス